

令和2年度 第2回福岡県がん対策推進協議会 会 議 次 第

日 時：令和2年10月26日(月)17:30～18:30

場 所：吉塚合同庁舎8階 802会議室

- 1 開会
- 2 議題
福岡県がん診療連携拠点病院の推薦について
- 3 報告事項
小児がん拠点病院について（九州大学病院）
- 4 その他
- 5 閉会

令和2年度福岡県がん対策推進協議会 委員名簿

令和2年10月1日現在

協議会 役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
1 会長	松田 峻一良	福岡県医師会 会長
2 副会長	前原 喜彦	九州中央病院 院長
3 委 員	青木 美紀子	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課 課長
4 委 員	大賀 正一	九州大学大学院医学研究院 教授
5 委 員	大島 彰	九州がんセンター 医長
6 委 員	大山 茂	福岡県歯科医師会 会長
7 委 員	神村 英利	福岡県薬剤師会 副会長
8 委 員	凶師 晃	厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長
9 委 員	高松 泰	福岡大学医学部 教授
10 委 員	塚田 順一	産業医科大学病院 診療教授
11 委 員	辻 裕二	福岡県医師会 常任理事
12 委 員	鶴 英樹	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 課長
13 委 員	藤 也寸志	九州がんセンター 院長 (がん診療連携協議会 代表)
14 委 員	鳥村 拓司	久留米大学医学部内科学講座消化器内科部門 教授
15 委 員	仲山 智恵	北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課 課長
16 委 員	深野 百合子	あけぼの会 会長
17 委 員	二場 公人	福岡県市長会 (田川市長)
18 委 員	本田 浩	聖マリア学院大学大学院看護学研究科 教授
19 委 員	松尾 やす子	福岡県看護協会 副会長
20 委 員	松永 智幸	福岡県町村会 相談役
21 委 員	宮崎 親	福岡県保健所長会 理事 (糸島保健福祉事務所 所長)
22 委 員	山本 章子	がんの子どもを守る会 九州北支部 代表幹事

(50音順 敬称略)

福岡県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条の規定に基づき策定した、福岡県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実施に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、推進計画の推進等を行うため、福岡県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定等に関する事項
- (2) がん診療連携拠点病院の整備に関する事項
- (3) がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の数は、22名以内とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部がん感染症疾病対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他の協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。